

第30回宮崎県子ども・子育て支援会議発言要旨

- 1 開催日時 令和4年11月7日（月） 午前10時～午前11時40分
- 2 開催場所 県庁防災庁舎防51号室
- 3 出席者 いずもとせいいち いでみき かわはらくにお くらながしんいち ささきじしゅう しんちみほ とりやますみよ
伊豆元精一、井手三季、河原国男、倉永慎一、佐々木慈舟、新地美穂、鳥山純代、
ながとも はらだかなこ むくぎきょうこ やましたけいこ わたなべひさみ
長友みほ、原田佳菜子、椋木香子、山下恵子、渡邊寿美(以上五十音順。敬称略。)

4 議事等の概要

- (1) 「第2期みやざき子ども・子育て応援プラン」の中間見直しについて【資料1、改定版素案】
- (2) 令和4年度「災害時における相互支援に関する協定」に基づく訓練実施について【資料2】

【主なやりとり】

- (1) 「第2期みやざき子ども・子育て応援プラン」の中間見直しについて

資料1に基づき事務局から改定内容について説明があり、質疑応答等が行われた

(委員) 教育・保育の需給に関して、供給が上回っている施設において、一時預かりや特別な配慮が必要な子どもたちを受け入れるなど、地域に貢献できるよう有効利用できるような場所に変わっていくことが望ましい。

(事務局) 少子化によって定員割れしてきているところも出てきていることを国も認識しており、保育所等の多機能化を進めていきたいという方針が示されている。今後市町村とともに検討したい。

(委員) 女性の仕事での活躍の観点から放課後児童クラブにおける運営時間の延長について見直しが検討されているか。

(事務局) 放課後児童クラブについては、市町村が事業実施主体となっており、利用者側のニーズに応じて時間延長を行っている市町村については把握していない。ただし、ニーズが大きくなれば、実態に合わせる形で、国・県・市町村で取組を検討していくことになるかと思う。

(委員) 今回新たに施策で追加する予定の資料1の4ページ「(8)子どもの健康づくりの推進」の記載内容に関して、感染対策に要する物資購入等に係る支援だけでなく、子どもたちがコロナ禍の中でも楽しく、心も育つ支援に関する内容について追記できないか。

(事務局) 今回の改定にあたり、コロナ禍というのは影響が大きいことから、プランの中に落とし込むところは悩んでいるところ。物資購入等に関する記述については、物質的な支援だけでなく、子どもたちが楽しく、遊び、暮らせるといったことも念頭に置いていたので、表現について検討したい。

(委員) 「感染防止対策の徹底の周知を図る」という表現に関して、黙食やマスクをずっと着用した状態で過ごすことが3歳未満児の子どもの発達に大きく影響することが予測されるので、「対策について周知を図る」などの柔らかい文言にしてほしい。

(事務局) 第7波の時点で、家庭から子どもたちの間で感染が広がったということもあり、施設や保護者に対して今一度感染防止対策について気をつけてほしいという意味合いで書いたつもりであったが、徹底というと「もう何もするな」と受け止められることもあるのかなと思ったところ。一方で、施設側が徹底しすぎて休園になってしまうと社会的機能を維持する上で非常に困難になるので、バランスを取りながら対応してほしいという表現にしたところであるが、強制されるというふうに思われるところもあるので、表現については修正等も考えたい。

(委員) ヤングケアラーに関して、社会全体で支える体制づくりとあるが、今計画期間中に体制は作り上げることになるのか。

(事務局) ヤングケアラーについて、周囲にいる大人がいかにか気付いて、その家庭に入り込んでいくかということが大切だと言われる中で、福祉、教育などの分野で共通の認識が持っていないところ。手探りの中で、まずは実態把握や各種研修の中でヤングケアラーに関する情報を入れるなどして、ヤングケアラーの問題や支援についての認識の共有化を進めていきたい。

(委員) 4ページ「(6)安心して結婚、妊娠、出産ができる環境の整備」①における、様々な問題が絡み合っているけれど、地域ごとに違うということで、これに応じた取組を分野横断的に展開する「地域アプローチ」による少子化対策を推進するとあるが、分野横断的とはどういう意味か。また、「地域アプローチ」は地域ごとの対策を考えていくという意味か。

(事務局) 少子化の問題について、子育てのしやすさもあれば、就業状況や移住なども関わってくるので、様々な部署が絡んでくる問題になる。市町村において、自らの自治体がどういった課題を持っているのかを分析してもらい、その課題に対応した取組を進めてもらいたいという意味で分野横断的としている。

「地域アプローチ」については、地域ごとに課題が異なるので、それぞれの地域の課題を検証した上で、どう対応していくのかということで、本県においても予算化したところ。

(委員) 働いている親からすると、1つ目の壁が保育所へ入所させる時だが、2つ目の大きい壁が小学校にい入学してからである。保育所では朝7時から夜7時まで預かってもらえたものが、学校の場合は8時半から夕方5時半までとかなるし、最近は休校も多い。任意と言われているが、PTA活動も平日に行うなどどうにかならないものかと思う。

就学前までの問題や虐待、ヤングケアラーなど大きな課題を抱えた人たちへの支援などはしっかり記載されているが、働いている方、例えば子どもが病気になったときや自分のためなどで休みを使いたいの、(PTA活動などで)休んだり早退したりしたくない人たちへの支援に関することは、この素案には書かれていない。ほかの自治体でPTAを民間企業に委託するという取組もあるように、宮崎県が独自の取組をもっと積極的に打ち出してもらいたい。

それ以外にも、生理用品の支給とかいろいろあるが、もっと県として現実的な取組を進めてほしい。

(委員) 企業別に男性の育児休業取得の状況が出てくると、その企業にとってもよい人材を集めることにもつながるので、そういった働きかけや企業への褒賞などあれば男性の育児休業取得が増えるので

はないか。

(委員) 最近男性の育児休業制度も改正されたところであるが、子どもや配偶者の状況に応じてあらかじめ1か月取得するような形ではなく、分割してでも取得できるような柔軟な形についての検討をお願いしたい。

(委員) ワークライフバランスがしっかりあってこそ、子どもをもう1人ほしいなといった思いにつながるのではないかと思う。(改正された法律の内容が)就業規則等に反映されていない企業等もあるのではないかと思うので、啓発活動ができていければよいと思う。

(事務局) 育児休業については、就業規則に反映できていない、事業主の認識がないといったこともあるかもしれない。県の雇用労働政策課や宮崎労働局にも話をしていきたい。また、第1子の時に男性がどれだけ家事・育児に参加したかによって第2子以降につながるというデータもあるので、その取組を進めてまいりたい。

(委員) コロナ禍で急に休むことがあっても仕事は回るので、子どもが急病になった際に男性が休めないということはないのではないかとのお話も聞く。子どもがいる家庭、男性でも休みが取得できるように変わっていくことを期待したい。

(事務局) 県としても子育て支援に積極的な企業の表彰も実施している中で、先進的な取組を進める企業がある一方で、変わっていない企業がまだ多いところは課題だと考えている。本年10月の法律改正もあり、このタイミングで県としても子育て県民運動に参加している企業等へも積極的に横展開していくような事業を考えているところ。実際に取り組んでいる企業等で社員がいきいきと働いているといったことを、県の役割として積極的にアピールできればと思っている。

(委員) 様々な目標・指標の観点として、子ども自身が幸せかという視点を考えてほしい。

(事務局) 来年から子ども基本法が施行される。これは子どもが主体、子ども目線の法律となっており、子どもの意見を色々な施策に反映させることとなっている。国において子どもの意見を聞く方法について研究を行っており、その成果を見ながら、県としても子どもの意見を聞いていくことを考えているところ。

(委員) 3歳児健康診査の受診率や1歳6か月健康診査の受診率に関して、受診していない世帯に対して調査は行っているのか。

(事務局) 市町村で実施しているので、受診していないお子さんに関しては個別に連絡等を入れて検査を受けてもらうように働きかけていくものと考えている。

どういった家庭の子どもが受診できていないかに関して、国においても未就園児という問題が出てきている。未就園児をどのように把握して、支援につなげていくかというところが大きな問題だと考えている。

(委員) 3歳児健診があって、次に健診があるのが就学前健診ということで、間が空くので、自治体によっては4歳児健康相談を実施しているところもあると聞いているので、県の方でも検討してほしい。

(委員) 動物園や水族館、博物館といった、子どもが日常から離れて楽しめる施設の整備について検討し

てほしい。

(事務局) 非日常的な体験をさせるということは、子どもを育てていく上で大事だと思う。子どもがワクワクするような体験等を通して子どもをどう育てていくかということについて、どう施策に落とし込んでいくかということは検討してまいりたい。

(2) 令和4年度「災害時における相互支援に関する協定」に基づく訓練実施について

資料2に基づき事務局から報告があり、内容について意見表明が行われた。

(委員) (9月の)台風14号の時に、防災協定に基づく支援を活用するのではないかと思った。同じ地区内の近隣の施設で発生したときに、自分たちで支援するとなると限界がある。そのときに遠くからの支援、県が事務局を持っていることに安心感がある。今後も継続的な活用、使いやすい方法があるとよいなど、全国に広がっていく取組だと思う。

以 上